

吹田市遺伝子情報保護連絡会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市遺伝子情報保護連絡会（以下「連絡会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の傍聴を認めないことができる。

- (1) 会議において、吹田市情報公開条例（平成14年3月29日条例第10号）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報を審議する場合
- (2) 会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴の定員は、原則として5人とする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時間までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(携帯電話の使用の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

(会議資料の閲覧)

第9条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例第7条各号に定める情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

(事務局の職員の指示)

第10条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局の職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第12条 保健所長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附　　則

この要領は、平成12年9月29日から施行する。

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

傍聴希望者受付票

ふりがな	
あなたの名前	
あなたの御住所	

会議の傍聴者の定員は、5人です。傍聴希望者が定員を越える場合は、受付時間（会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間）に受け付けた方を対象に連絡会の意見を聴いて事務局が定めます。

受付番号

傍聴希望者受付票（控）

受付番号

次に該当する方は、会議を傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 上記のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

吹田市遺伝子情報保護連絡会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現	行	改	正	後
<u>(傍聴者の区分)</u>				
<u>第3条 傍聴者は、一般席及び報道関係者席とする。</u>		<u>削除</u>		
<u>(一般席の傍聴者の定員)</u>		<u>(傍聴者の定員)</u>		
<u>第4条 一般席の傍聴の定員は、原則として<u>5名</u>とする。</u>		<u>第3条 傍聴の定員は、原則として<u>5人</u>とする。</u>		
		<u>2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。</u>		
<u>(一般席の傍聴の手続)</u>		<u>(傍聴の手続)</u>		
<u>第5条 一般席の傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。</u>		<u>第4条 傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。</u>		
(1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の 15 分前から開催時間までの間に行うものとする。		(1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の 15 分前から開催時間までの間に行うものとする。		
(2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。		(2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。		
<u>(3) 会議を傍聴しようとする者が、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、事務局の職員が傍聴者の定員を増員することができる。</u>		<u>削除</u>		
<u>(傍聴することができない者)</u>		<u>(傍聴することができない者)</u>		
<u>第6条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。</u>		<u>第5条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。</u>		
(1) 酒気を帶び他人に迷惑を及ぼすと認められる者		(1) 酒気を帶び他人に迷惑を及ぼすと認められる者		
(2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者		(2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者		
(3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者		(3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者		

<p>(傍聴者の守るべき事項)</p> <p><u>第7条</u> 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てうこと (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと (4) 飲食又は喫煙をしないこと。 (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと <p>(写真等の撮影及び録音の禁止)</p> <p><u>第8条</u> 傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。</p> <p>(携帯電話の使用の禁止)</p> <p><u>第9条</u> 傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。</p> <p>(会議資料の閲覧)</p> <p><u>第10条</u> 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例第7条各号に定める情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。</p> <p>(事務局の職員の指示)</p> <p><u>第11条</u> 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第12条</u> 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局の職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>	<p>(傍聴者の守るべき事項)</p> <p><u>第6条</u> 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てすこと (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと (4) 飲食又は喫煙をしないこと。 (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと <p>(写真等の撮影及び録音の禁止)</p> <p><u>第7条</u> 傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。</p> <p>(携帯電話の使用の禁止)</p> <p><u>第8条</u> 傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。</p> <p>(会議資料の閲覧)</p> <p><u>第9条</u> 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例第7条各号に定める情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。</p> <p>(事務局の職員の指示)</p> <p><u>第10条</u> 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第11条</u> 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局の職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>
---	--

(その他の措置)

第 13 条 健康医療部長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附　　則

この要領は、平成 12 年 9 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

(その他の措置)

第 12 条 保健所長は、傍聴者について臨機の措置をとができる。

附　　則

この要領は、平成 12 年 9 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。